

令和2年度 教育委員会における 学校の働き方改革のための取組状況調査

鳥取県

令和2年12月



1 調査目的・趣旨

- 平成28年度から調査開始。昨年度に中央教育審議会答申※を踏まえ全面的にリニューアル。各教育委員会や学校における働き方改革の進捗状況を明確にし、**市区町村別の公表等や優良事例の展開を通じて、働き方改革の取組を促す**ことを目的とするもの。
- 今年度については、新型コロナウイルス感染症対応に伴う教育委員会等における調査負担を考慮し、**調査項目を昨年度と同調査と比べて約8割を削減**し、必要最小限の項目に限定して実施。

2 調査基準日

令和2年9月1日時点

3 調査対象

- 学校（公立の幼稚園～高等学校）の教職員のサービス監督をするすべての教育委員会や事務組合等（47都道府県教育委員会、20指定都市教育委員会、1723市区町村教育委員会・事務組合等）
- **それぞれ所管している各学校に対する取組状況について回答**
（例：県教委は主に高等学校・特別支援学校等、政令市・市区町村教委は主に幼稚園・小学校・中学校等）

4 回答数

全ての教育委員会等 計**1790**

※（答申）新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（平成31年1月25日）

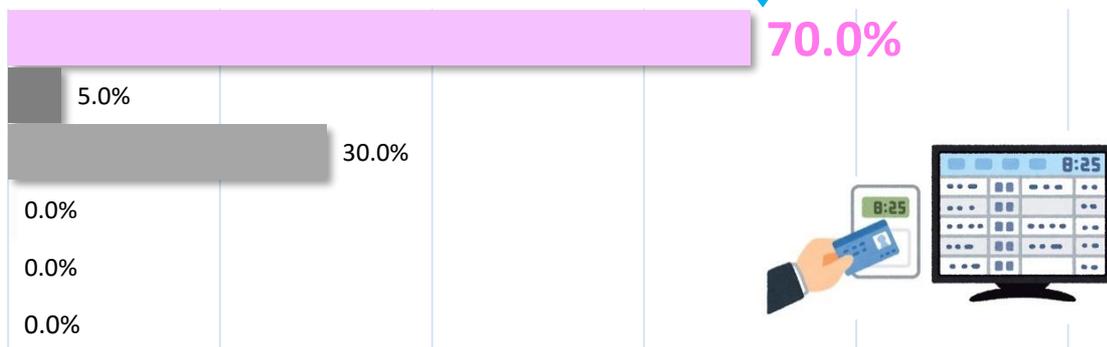
※昨年度の調査では、調査基準日は令和元年7月1日時点。今年度は、新型コロナウイルス感染症のために調査時期が後ろ倒しになったため、調査基準日は9月1日時点となっている。

－勤務実態の具体の把握方法－

【問】 域内の学校における「在校等時間」等※の把握方法について該当するもの（複数回答）

全国平均
72.0%

- ① ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握している
- ② 校長等の現認により客観的に把握している
- ③ 庶務事務システムやエクセル等に本人がシステム入力することにより把握している
- ④③以外の方法による本人からの自己申告により把握している
- ⑤ その他の方法により把握している
- ⑥ 把握していない



| | 割合 (自治体数) | 回答自治体 | (参考) 全国平均 |
|--|--------------|--|--------------|
| ① ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握している | 70% (14) | 鳥取県、米子市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町、南部町、伯耆町、日南町、江府町 | 72% |
| ② 校長等の現認により客観的に把握している | 5% (1) | 三朝町 | 12.5% |
| ③ 庶務事務システムやエクセル等に本人がシステム入力することにより把握している | 30% (6) | 鳥取市、倉吉市、八頭町、三朝町、日吉津村、日野町 | 30.7% |
| ④③以外の方法による本人からの自己申告により把握している | 0% (0) | | 5.5% |
| ⑤ その他の方法により把握している | 0% (0) | | 1.5% |
| ⑥ 把握していない | 0% (0) | | 2.9% |

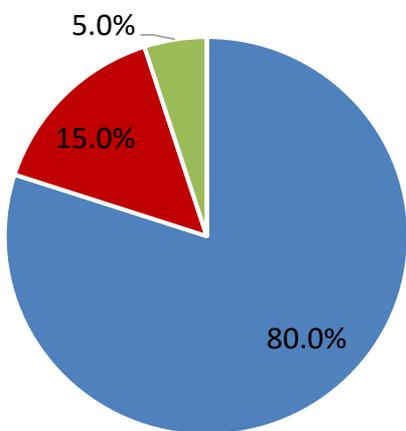
※ 「在校等時間」等：「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に定める「在校等時間」又は在校等時間に類する時間（勤務実態として教育委員会が把握されている時間を想定）

※ 働き方改革推進法施行（平成31年4月1日）による労働安全衛生法体系において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による労働時間の状況の把握が事業者（服務監督権者である教育委員会、学校長）の義務として法令上明確化。

【問】 指針※を踏まえた**条例等の整備状況**（回答対象：都道府県・政令市のみ）

鳥取県：①令和元年度中に規則等の整備を行った

【問】 指針を踏まえ、上限方針を教育委員会規則等として位置づけるなどの**規則等の整備状況**
（回答対象：すべての教育委員会）

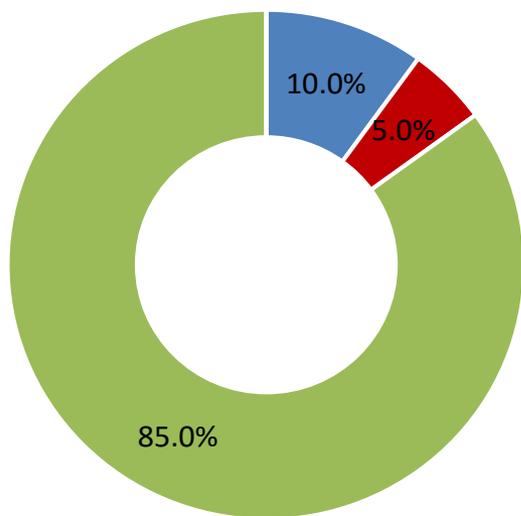


| | 割合 (自治体数) | 回答自治体 | (参考) 全国平均 |
|-----------------------------------|--------------|---|--------------|
| ■ 令和元年度中に規則等の整備を行った。 | 80% (16) | 鳥取県、鳥取市、米子市、境港市、岩美町、若桜町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、日南町、日野町、江府町 | 42% |
| ■ 令和2年度（4月～8月）において規則等の整備を行った。 | 15% (3) | 智頭町、琴浦町、伯耆町 | 16.3% |
| ■ 令和2年度（9月～3月）において規則等の整備を行う予定である。 | 5% (1) | 倉吉市 | 11.2% |
| ■ 規則等の整備については検討中である。 | 0% (0) | | 30.6% |

※指針：公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

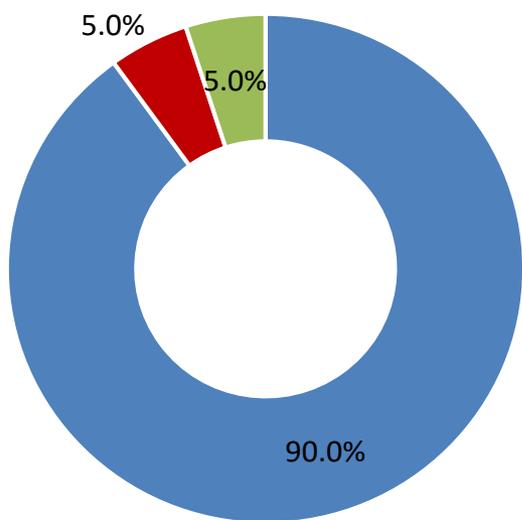
※上限方針：所管する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針

【問】 臨時休業に伴う学習の遅れを取り戻すための補習等、新たな教員の負担を軽減するために**学習指導員等の人材の参画**を図っているかどうか



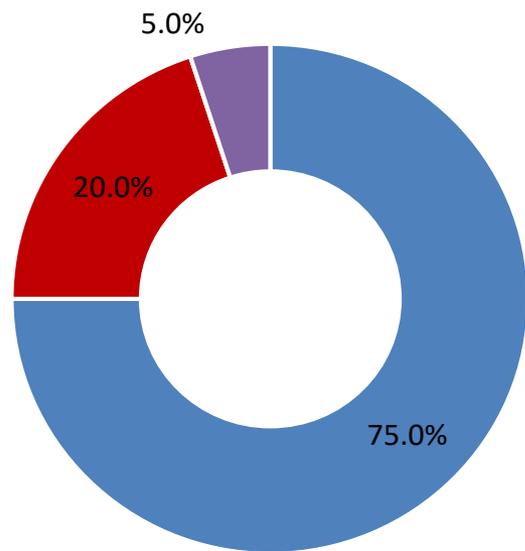
| | | 割合 (自治体数) | 回答自治体 | (参考) 全国平均 |
|---|-----------------------|--------------|--|--------------|
| ■ | ①既に実施した又は実施中 | 10% (2) | 日吉津村、南部町 | 60.8% |
| ■ | ②実施に向けて検討中 | 5% (1) | 米子市 | 9% |
| ■ | ③特に取り組んでいない、取り組む予定はない | 85% (17) | 鳥取県、鳥取市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町、伯耆町、日南町、日野町、江府町 | 29.7% |
| ■ | ④学校種の性質上、検討する余地がない | 0% (0) | | 0.5% |

【問】事務作業や電話・来客対応、消毒作業等、教員の負担軽減のために**スクール・サポート・スタッフ**をはじめとした人材の参画を図っているかどうか



| | | 割合 (自治体数) | 回答自治体 | (参考) 全国平均 |
|---|-----------------------|--------------|---|--------------|
| ■ | ①既に実施した又は実施中 | 90% (18) | 鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、若桜町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町 | 78.5% |
| ■ | ②実施に向けて検討中 | 5% (1) | 岩美町 | 7% |
| ■ | ③特に取り組んでいない、取り組む予定はない | 5% (1) | 智頭町 | 14.2% |
| ■ | ④学校種の性質上、検討する余地がない | 0% (0) | | 0.2% |

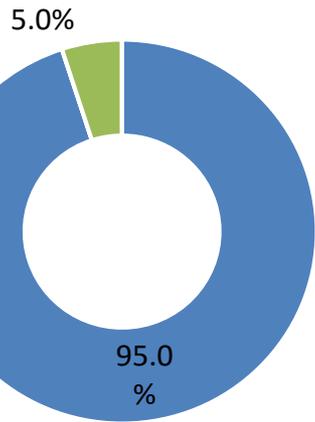
【問】部活動について、**部活動指導員**をはじめとした外部人材の参画を図っているかどうか



| | | 割合 (自治体数) | 回答自治体 | (参考) 全国平均 |
|---|-----------------------|--------------|--|--------------|
| ■ | ①既に実施した又は実施中 | 75% (15) | 鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、南部町、伯耆町、日野町 | 65.6% |
| ■ | ②実施に向けて検討中 | 20% (4) | 若桜町、大山町、日南町、江府町 | 19.1% |
| ■ | ③特に取り組んでいない、取り組む予定はない | 0% (0) | | 14.6% |
| ■ | ④学校種の性質上、検討する余地がない | 5% (1) | 日吉津村 | 0.6% |

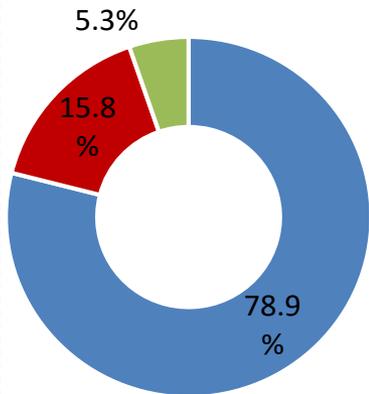
－学校閉庁日の設定－

【問】学校閉庁日の設定をしているかどうか。



| | 割合 (自治体数) | 回答自治体 | (参考) 全国平均 |
|--------------------------|--------------|---|--------------|
| ■ ① 既に実施した又は実施中 | 95% (19) | 鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町 | 97.2% |
| ■ ② 実施に向けて検討中 | 0% (0) | | 0.9% |
| ■ ③ 特に取り組んでいない、取り組む予定はない | 5% (1) | 智頭町 | 1.8% |
| ■ ④ 学校種の性質上、検討する余地がない | 0% (0) | | 0.1% |

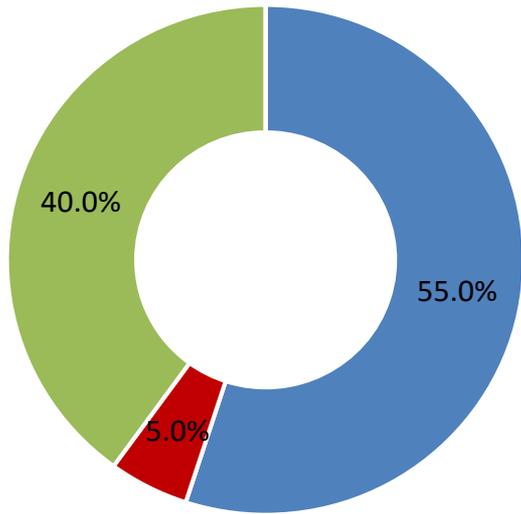
【問】年間の設定期間はどのぐらいか。（①を回答した教育委員会のみ回答）



| | 割合 (自治体数) | 回答自治体 | (参考) 全国平均 |
|---------------|---------------|--|--------------|
| ■ ① 5日未満 | 78.9% (15) | 鳥取県、鳥取市、境港市、岩美町、若桜町、八頭町、三朝町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日野町、江府町 | 47.4% |
| ■ ② 5日～10日未満 | 15.8% (3) | 米子市、倉吉市、日南町 | 42.8% |
| ■ ③ 10日～15日未満 | 5.3% (1) | 湯梨浜町 | 7.7% |
| ■ ④ 15日以上 | 0% (0) | | 2.1% |

ー留守番電話の設定ー

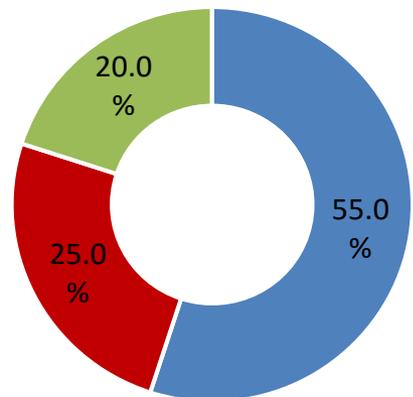
【問】勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた**留守番電話の設置**やメールによる**連絡対応の体制を整備**しているかどうか。



| | | 割合 (自治体数) | 回答自治体 | (参考) 全国平均 |
|---|-----------------------|--------------|---|--------------|
| ■ | ①既に実施した又は実施中 | 55% (11) | 鳥取県、鳥取市、米子市、境港市、岩美町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村 | 42.1% |
| ■ | ②実施に向けて検討中 | 5% (1) | 南部町 | 33.4% |
| ■ | ③特に取り組んでいない、取り組む予定はない | 40% (8) | 倉吉市、若桜町、智頭町、大山町、伯耆町、日南町、日野町、江府町 | 24.1% |
| ■ | ④学校種の性質上、検討する余地がない | 0% (0) | | 0.4% |

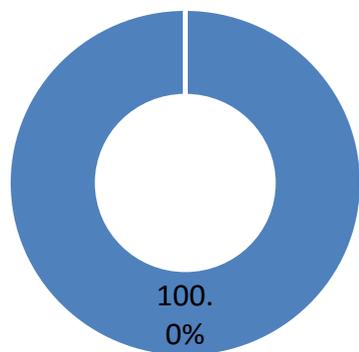
10 ストレスチェックの実施状況

【問】 域内の学校において、労働安全衛生法に定められているストレスチェックを実施しているかどうか。



| | 割合 (自治体数) | 回答自治体 | (参考) 全国平均 |
|-----------------------|--------------|--|--------------|
| ①既に実施した又は実施中 | 55% (11) | 鳥取県、鳥取市、米子市、岩美町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、北栄町、大山町、日野町、江府町 | 81.5% |
| ②実施に向けて検討中 | 25% (5) | 倉吉市、境港市、智頭町、日吉津村、南部町 | 10.6% |
| ③特に取り組んでいない、取り組む予定はない | 20% (4) | 若桜町、琴浦町、伯耆町、日南町 | 7.5% |
| ④学校種の性質上、検討する余地がない | 0% (0) | | 0.4% |

①を回答した教育委員会のみ回答



| | 割合 (自治体数) | 回答自治体 | (参考) 全国平均 |
|---------------------|--------------|--|--------------|
| ①学校規模に関わらずすべての学校で実施 | 100% (11) | 鳥取県、鳥取市、米子市、岩美町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、北栄町、大山町、日野町、江府町 | 98.1% |
| ②50人以上の学校でのみ実施 | 0% (0) | | 1.9% |